

全席自由

南条文化会館公演

公演日 1月19日(日)

開場：午後1時30分

開演：午後2時

町民特別料金チケット(2,000円)販売中！

※12月13日(金)まで

販売場所：南条文化会館、役場会計室、教育委員会、教育委員会今庄事務所、教育委員会河野事務所

会河野事務所

参加者募集！  
貴方も吉本新喜劇メンバー  
と共演してみませんか？

この日の吉本新喜劇に出演いただける方を募集しています。

【応募条件】 町民の方(年齢、性別は不問)

【応募締切】 12月20日(金)

【その他】 申込みいただいた方には後日、必要な資料をお送りします。

未成年者については、保護者の承諾をいただく場合があります。

【募集人数】 10名(先着順)

【問合せ・応募先】 南条文化会館 ☎47-13810



家屋に関する  
大切なお知らせ

— 家屋を取り壊したら  
減失届出が必要です —

家屋に係る固定資産税は、毎年1月1日に所在する家屋に課税されます。家屋を取り壊した場合(一部取り壊しを含む)は、すみやかに家屋減失届を提出してください。

なお、登記してある家屋で、すでに減失登記を済ませた場合、または年内(12月末日まで)に減失登記をする場合は、届出の必要はありません。

※家屋を取り壊した後の土地の利用状況により、土地の固定資産税が変わる場合があります。

●家屋減失届が必要な方は、町民税務課または今庄・河野総合事務所生活福祉グループにお越しください。

【問合せ】

町民税務課

Tel 47-18014



年金のお知らせ

【問合せ】 武生年金事務所 Tel 23-1124  
町民税務課 ☎ 47-8015

「社会保険料(国民年金保険料)  
控除証明書」が発行されます。

～ 年末調整・確定申告まで大切に保管を～

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されていますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

\*控除証明書専用ダイヤル0570-10700-117(受付期間 平成26年3月14日まで)